

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術資料の内容が同一の2件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事です。

なお、本工事は、入札手続き等について、一部を除き、下記分任支出負担行為担当官とは別の事務所（関東地方整備局江戸川河川事務所）において行う工事です。

本工事は、総合評価落札方式（施工能力評価型I型）「若手技術者活用評価型」、「余裕期間制度（発注者指定方式）」、「入札保証金等の納付が必要な工事」、「分任支出負担行為担当官が契約できる範囲を拡大して契約手続きを行う工事」、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める工事」である。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の中間年度（契約を締結する会計年度の翌年度をいう。）における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「0」と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、入札説明書及び現場説明書の内容を十分に確認すること。

令和5年12月27日

分任支出負担行為担当官  
関東地方整備局  
利根川上流河川事務所長  
津森 貴行

記

### 1. 工事概要

- (1) 工事名 ①R5利根川右岸川妻築堤護岸（その1）工事  
(以下「①工事」という)  
②R5利根川右岸川妻築堤護岸（その2）工事  
(以下「②工事」という)  
(①工事、②工事共に電子入札対象案件)  
(①工事、②工事共に電子契約対象案件)
- (2) 工事場所 ①工事 茨城県猿島郡五霞町川妻地先  
②工事 茨城県猿島郡五霞町川妻地先
- (3) 工事内容 ①工事 本工事は、茨城県猿島郡五霞町川妻地先において、利根川右岸川表の堤防整備及び川裏の管理用通路の整備を実施するものである。  
②工事 本工事は、茨城県猿島郡五霞町川妻地先において、利根川右岸川表の堤防整備及び工事用道路の整備を実施するものである。
- 地形等 ①工事 当該工事箇所は川表であり、前面には工事用道路が設置さ

れている。施工箇所には権現堂樋管及び川妻揚水樋管が設置されている。

②工事 当該工事箇所は川表であり、前面には工事用道路が設置されている。施工箇所には権現堂樋管が設置されている。

(4) 工事概算数量	①工事 築堤・護岸	L = 約 2 9 0 m
	河川土工	1 式
	掘削工	約 1 , 8 0 0 m <sup>3</sup>
	盛土工	約 1 , 5 0 0 m <sup>3</sup>
	盛土工 (I C T)	約 1 5 , 2 0 0 m <sup>3</sup>
	法面整形工	約 1 6 , 2 0 0 m <sup>2</sup>
	護岸基礎工	1 式
	基礎工	約 2 9 0 m
	矢板工	約 3 4 0 枚
	土留工	約 6 0 m
	法覆護岸工	1 式
	連節ブロック張	約 7 , 9 0 0 m <sup>2</sup>
	護岸付属物工	1 式
	植生工	約 1 0 , 5 0 0 m <sup>2</sup>
	覆土工	約 3 , 1 0 0 m <sup>3</sup>
	法尻処理工	1 式
	付帯道路工	1 式
	アスファルト舗装工 (I C T)	約 4 , 1 5 0 m <sup>2</sup>
	側溝工	約 7 0 0 m
	縁石工	約 2 3 0 m
	プレキャスト擁壁工	約 2 4 0 m
	階段工	1 式
	構造物撤去工	1 式
	仮設工	1 式
	②工事 築堤・護岸	L = 約 3 3 0 m
	河川土工	1 式
	掘削工	約 2 , 0 0 0 m <sup>3</sup>
	盛土工	約 1 , 0 0 0 m <sup>3</sup>
	盛土工 (I C T)	約 1 3 , 0 0 0 m <sup>3</sup>
	法面整形工	約 1 6 , 4 0 0 m <sup>2</sup>
	護岸基礎工	1 式
	基礎工	約 2 2 3 m
	矢板工	約 2 5 8 枚
	土留工	約 1 5 0 m
	法覆護岸工	1 式
	連節ブロック張	約 7 , 2 4 5 m <sup>2</sup>
	護岸付属物工	1 式
	植生工	約 9 , 5 0 0 m <sup>2</sup>
	覆土工	約 3 , 1 0 0 m <sup>3</sup>
	付帯道路工	1 式

アスファルト舗装工（I C T）	約 3, 0 6 0 m <sup>2</sup>
縁石工	約 3 3 0 m
区画線工	約 1 6 0 m
構造物撤去工	1 式
仮設工	1 式

- (5) 工期 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。  
工期：①工事、②工事共に令和6年4月1日から令和7年5月30日まで  
(余裕期間：契約締結の翌日から令和6年3月31日まで)

- (6) 資料 ①別冊図面 ②別冊仕様書
- (7) 本工事は、入札時に「企業・配置予定技術者の技術力」、「貨上げの実施に関する評価」、「施工計画（簡易な施工計画）」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅰ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の試行工事である。
- (8) 本工事は、資料の交付、申請書及び資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。なお、紙入札方式の参加承諾に関しては江戸川河川事務所経理課に紙入札方式参加承諾願を郵送、託送又は電子メール（書留郵便等、記録の残るものに限る。電子メールの場合は着信確認を行うこと。ただし、押印省略をしない場合は、電子メールによる提出はできないものとする。以下「郵送等」という。）により提出するものとする。詳細は入札説明書による。
- (9) 本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表－2による。
- ①「ワンデーレスポンス」実施工事
  - ②完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事
  - ③工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事
  - ④建設リサイクル法対象工事
  - ⑤総価契約単価合意方式
  - ⑥「設計審査会」の設置対象工事
  - ⑦難工事施工実績評価対象工事
  - ⑧難工事功労表彰評価対象工事
  - ⑨ I C T活用工事【土工（発注者指定型）】  
【舗装工（施工者希望Ⅱ型）】
  - ⑩工事工程表の開示の試行工事
  - ⑪週休2日制適用工事【発注者指定方式】
  - ⑫若手技術者活用評価型
  - ⑬一括審査方式
  - ⑭「生産性向上チャレンジ」の試行工事

- ⑯熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事
  - ⑰条件明示チェックリスト開示の試行工事
  - ⑱監理技術者育成交代モデル工事（試行）
- (10) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- (11) 本発注工事は、技術資料の内容が同一の工事を対象に一括して公告し審査を実施する試行工事である。  
本発注工事における各工事は、電子入札システムにおいて別々に案件登録されている。複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する各工事に申請書の提出及び入札をすること。  
なお、希望工事のみ参加をすることもできる。

## 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち一般土木工事B等級又はC等級に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) B等級の業者にあっては関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。（経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が関東地方整備局管内であること。ただし、当該事務所が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所であること。）  
また、C等級の業者にあっては【近隣地域一覧】に示す区域内に建設業法に基づく本店を有すること。（経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が【近隣地域一覧】に示す区域内であること。ただし、当該事務所が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所であること。）
- (5) 別表-1の期間に、元請けとして完成・引渡しが完了した（ア）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））  
(ア) コンクリートブロック張による護岸工事であること。

ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地

方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。) に係るものにあっては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。) が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のそれぞれが（ア）の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

(6) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。) 発注工事で、本発注工事の工事種別における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。

(7) ①工事、②工事共に次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に専任で配置できること。また、本発注工事は余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。また、  
1. 工事の概要（1）に示した工事に申請できる配置予定の主任（監理）技術者は、1名とする（一括審査対象工事に、申請できる配置予定の主任（監理）技術者は1名のみとする。）。なお、複数の配置予定の主任（監理）技術者を申請した場合は欠格とする。

1) 主任技術者は、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあっては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。

2) 1人の者が、別表-1の期間に元請けとして完成・引渡しが完了した（ア）に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進PPPに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

（ア）コンクリートブロック張による護岸工事であること。

また、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。

なお、当該工事経験が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。) に係るものにあっては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。) が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社の配置予定の主任（監理）技術者が（ア）の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の工事経験として認める。

3) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

4) 配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を別記様式-1-1で求めており、

その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。

- (8) 施工計画（簡易な施工計画）が適正であること。
- (9) 本工事に事業協同組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。
- (10) 経営建設共同企業体の構成員は、本発注工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が3年以上あること。
- (11) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (12) 上記1.に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は入札説明書による。
- (13) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。
- (14) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (15) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないと等請負契約の履行が不誠実でないこと。

### 3. 総合評価に関する事項

#### (1) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業・配置予定技術者の技術力」、「賃上げの実施に関する評価」、「施工計画（簡易な施工計画）」並びに「施工体制」をもって入札に参加し、次の1)、2)の要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。

- 1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

#### (2) 総合評価の方法

- 1) 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を43点とする。
- 2) 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、下記①②③の評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」を「加算点」として与える。また、「施工体制評価点」は下記④の項目を評価して与える。

①企業の技術力

- ②配置予定技術者の技術力
  - ③賃上げの実施に関する評価
  - ④施工体制（施工体制評価点）
- 3) 「標準点」は、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に100点を与える。
- 4) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。
- (3) (2) ②③④の評価項目の詳細は入札説明書による。

#### 4. 入札手続等

##### (1) 担当部局

〒278-0005 千葉県野田市宮崎134  
関東地方整備局 江戸川河川事務所 経理課（利根川上流担当）  
電話 04-7125-7312（直通） 内線 225  
電子メール送付先：ktr-tonejo-keirika@gxb.mlit.go.jp

##### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は別表-1のとおり。  
ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記(1)に電子メールにて依頼を行うこと。

受付期間は、別表-1のとおり。

##### (3) 申請書及び資料の提出方法、受付期限及び受付場所

1) 申請書及び資料は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、次の受付期限までに受付場所に郵送等により提出するものとし、持参又はFAXによる提出は受け付けない。  
なお、申請書及び資料が10MBを超える場合の提出方法については、入札説明書による。

- ①電子入札システム及び郵送等による受付期限：別表-1のとおり。
- ②受付場所：(1) 担当部局に同じ。

2) 電子入札における資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり、資料内容を確認したものではない。

##### (4) 歩掛見積参考資料の交付期間、場所及び方法

競争参加資格を有する者に対しては、歩掛見積参考資料を電子入札システムにより交付する。交付期間は別表-1のとおり。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない競争参加資格を有する者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記(1)に電子メールにて依頼を行うこと。

受付期間は、別表-1のとおり。

##### (5) 入札保証金の納付等に係る書類の受付期間、受付場所及び提出方法

- ①受付期間：別表-1のとおり。
- ②受付場所：

1) 入札保証金の納付又は利付国債提供の場合

〒349-1198

埼玉県久喜市栗橋北二丁目19番1号

関東地方整備局 利根川上流河川事務所 経理課

電話 0480-52-3953

2) 入札保証保険、銀行等の保証又は金融機関等の契約保証予約の場合

〒278-0005

千葉県野田市宮崎134

関東地方整備局 江戸川河川事務所 経理課（利根川上流担当）

電話 04-7125-7312（直通） 内線 225

③提出方法：郵送（書留郵便に限る。受付期間内必着。）又は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。受付期間内必着。）により提出すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

1) 入札の締切日時は以下のとおりとする。

入札の締切は、別表-1のとおり。

電子入札システムにより提出すること。ただし発注者の承諾を得た場合は関東地方整備局江戸川河川事務所経理課に紙により持参又は郵送もしくは託送すること。

電子メール、FAXによる提出は認めない。

2) 開札は別表-1のとおり、関東地方整備局江戸川河川事務所経理課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日）は除く。）を予定する。

(7) 開札後、次の順番で落札決定を通知する。

①工事

②工事

なお、上記2件のうち1件の落札決定通知（予定を含む）を受けた場合は、当該案件と一括して公告した当該案件以外の工事を受注することはできない。その場合、当該案件以外の工事の入札に関しては無効とする。

## 5. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行下館代理店（常陽銀行下館支店））。

ただし、利付国債の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行下館代理店（常陽銀行下館支店））。

ただし、利付国債の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

(3) 入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定の主任（監理）技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差し替えは認められない。

(5) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。詳細は入札説明書による。

(6) 契約書作成の要否

要。

(7) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無。

(8) 申請書及び資料の作成に関する説明会は実施しない。

(9) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

4. 入札手続等（1）と同じ。

(11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2. 競争参加資格（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4. 入札手続等（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 2. 競争参加資格で求める施工実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の施工実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）参加資格の再認定（又は新規の認定）」を受けていない事、若しくは、再認定（又は新規の認定）時に実績の承継が認められていない場合を指す。

(13) 詳細は入札説明書による。

## 別表－1

### 本発注工事における手続き期間等

電子入札システムによる受付時間 9時00分から17時00分まで。

就業時間 8時30分から17時15分まで。

2．競争参加資格 (5)	企業の施工実績とすることができる期間	平成20年4月1日以降
2．競争参加資格 (7) 2)	配置予定の主任（監理）技術者の工事経験とすることができる期間	平成20年4月1日以降
4．入札手続等 (2)	入札説明書の交付期間及び受付期間	令和5年12月27日（水）から令和6年2月9日（金）まで。 (電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内、電子入札システムで入手が出来ない場合は就業時間内に限る。ただし、最終日は12時00分まで。また、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））は除く。)
4．入札手続等 (3)	申請書及び資料の受付期限 (審査基準日)	令和6年1月17日（水）まで。 (電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内、紙入札による場合は就業時間内に限る。ただし、最終日は15時00分まで。また、休日を除く。)
4．入札手続等 (4)	歩掛見積参考資料の交付期間	令和6年2月1日（木）から令和6年2月9日（金）まで。 (電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内、電子入札システムで入手が出来ない場合は就業時間内に限る。ただし、最終日は12時00分まで。また、休日を除く。)
4．入札手続等 (5)	入札保証金の納付に係る受付期間	令和6年2月2日（金）から令和6年2月9日（金）まで。
4．入札手続等 (6)	入札の締切	令和6年2月9日（金）12時00分

	開札	①工事 令和6年2月15日（木）10時0 0分 ②工事 令和6年2月15日（木）10時3 0分
--	----	--

【近隣地域一覧】（中流ブロック）

(1) 茨城県

古河市	結城市	下妻市	常総市	守谷市	つくばみらい市
筑西市	坂東市	つくば市	取手市	八千代町	五霞町
境町	牛久市				

(2) 栃木県

足利市	栃木市	佐野市	小山市	下野市	野木町
壬生町					

(3) 群馬県

前橋市	太田市	館林市	桐生市	みどり市	伊勢崎市
藤岡市	板倉町	明和町	千代田町	大泉町	邑楽町
玉村町					

(4) 埼玉県

さいたま市	川越市	熊谷市	行田市	加須市	東松山市
春日部市	羽生市	鴻巣市	深谷市	上尾市	越谷市
桶川市	久喜市	北本市	蓮田市	幸手市	吉川市
本庄市	坂戸市	鶴ヶ島市	蕨市	戸田市	川口市
草加市	八潮市	三郷市	伊奈町	滑川町	嵐山町
川島町	吉見町	宮代町	白岡市	杉戸町	松伏町
小川町	寄居町	美里町	上里町	神川町	長瀬町
ときがわ町	鳩山町	越生町	東秩父村	毛呂山町	

(5) 千葉県

野田市	流山市	柏市	我孫子市	松戸市
-----	-----	----	------	-----